

京都大学複合原子力科学研究所 原子炉施設保安規定の変更に関する審査結果

原規規発第 2311284 号
令和 5 年 1 1 月 2 8 日
原 子 力 規 制 庁

I. 審査結果

原子力規制委員会原子力規制庁（以下「規制庁」という。）は、令和 5 年 8 月 8 日付け 23 京大施環化第 40 号をもって、国立大学法人京都大学から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「原子炉等規制法」という。）第 3 7 条第 1 項及び第 7 6 条の規定に基づき申請された原子炉施設保安規定変更承認申請書（以下「本申請」という。）が、原子炉等規制法第 3 7 条第 2 項第 1 号に定める試験研究用等原子炉の設置又は変更の承認を受けたところによるものでないことに該当するか、また、同項第 2 号に定める核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は試験研究用等原子炉による災害の防止上十分でないものであることに該当するか審査した。

なお、原子炉等規制法第 3 7 条第 2 項第 2 号に定める核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は試験研究用等原子炉による災害の防止上十分でないものであることに該当するかについては、試験研究の用に供する原子炉等における保安規定の審査基準（原規研発第 1311273 号（平成 25 年 11 月 27 日原子力規制委員会決定）。以下「審査基準」という。）を基に判断した。

審査の結果、本申請は、原子炉等規制法第 3 7 条第 2 項各号のいずれにも該当しないと認められる。

具体的な審査の内容については以下のとおり。

II. 申請の概要

本申請は、京都大学研究用原子炉（以下「KUR」という。）及び京都大学臨界実験装置（以下「KUCA」という。）の経年劣化に関する技術的な評価（以下「評価」という。）について、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和 32 年総理府令第 83 号。以下「試験炉規則」という。）第 9 条の 2 第 2 項に基づき、再評価を行い、その再評価の結果に基づき、次の 10 年間に実施すべき施設管理に関する方針（以下「長期施設管理方針」という。）を策定したことから、当該長期施設管理方針に係る規定を追加するものである。

その他の変更として、語句の修正及び周辺監視区域外の建物の名称変更等に伴う図面修正の記載の適正化を行っている。

Ⅲ. 審査の内容

Ⅲ－１. 原子炉等規制法第３７条第２項第１号

規制庁は、本申請の試験研究用等原子炉施設の施設管理が、原子炉等規制法第３７条第２項第１号に定める試験研究用等原子炉の設置又は変更の承認を受けた本試験研究用等原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備並びに本試験研究用等原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項の内容によるものでないことに該当しないと判断した。

Ⅲ－２. 原子炉等規制法第３７条第２項第２号

規制庁は、本申請の試験研究用等原子炉施設の施設管理が、以下のとおり試験炉規則第１５条第１項第１７号に関する審査基準を満足していることを確認した。

このことから、本申請が原子炉等規制法第３７条第２項第２号に定める「核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は試験研究用等原子炉による災害の防止上十分でないものであること」に該当しないと判断した。

１. 試験炉規則第１５条第１項第１７号（試験研究用等原子炉施設の施設管理）

試験炉規則第１５条第１項第１７号に関する審査基準は、運転を開始した日以後 30 年を経過した試験研究用等原子炉については、長期施設管理方針が定められていることを求めている。

規制庁は、以下を確認したことから、試験炉規則第１５条第１項第１７号に関する審査基準を満足していることを確認した。

- (１) 申請者は、「試験研究用等原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価及び定期的な評価に関する運用ガイド」（原規規発第 1911131 号（令和元年 11 月 13 日原子力規制委員会決定））等を参考に再評価を実施し、当該再評価の結果を記載した書類（技術評価書）を踏まえ、(２) 及び (３) のとおり長期施設管理方針を定める。
- (２) KUR については、炉心タンクの腐食について、直近に行った調査から 10 年を超えない期間中に超音波を用いた調査の実施計画を策定する。
- (３) KUCA については、高経年化対策として充実すべき施設管理の項目はない。